

保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク

利用マニュアル



区の花であるすみれや、豊かな緑を100の数字に組み込み、自然あふれる保土ヶ谷の魅力を表現しています。

また、区のマスコット「ほどぴー」が両手を広げた姿は、区民や訪れる人々を温かく迎え入れ、さらに未来へ羽ばたいていく様子を象徴しています。

ロゴマーク利用について

この「保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク利用マニュアル」では、保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク利用取扱要綱(以下、「要綱」という。)に基づき、ロゴマークの基本的な使用規定を示しています。

当ロゴマークは、令和9年に迎える保土ヶ谷区制100周年を記念し、令和7年10月に制定されました。デザインは横浜国立大学と保土ヶ谷区との連携協力協定に基づき、教育学部の伊東一謙助教と学生の皆さんに制作いただきました。

■利用にあたっての注意事項■

1 ロゴマークを利用するときは、次の事項を守ってください。

- (1) 利用サイズは直径15ミリメートル以上としてください。
- (2) カラーは原則として、本マニュアルに掲載した清刷りをもとに再現してください。
- (3) 利用にあたって、要綱の定めに沿って利用申請を行ってください。

2 ロゴマークの変更・加工をして利用はできません。(縮小・拡大は可)

利用禁止例



正しい



他の文字や図形等を組み合わせてはならない



基本表示色を勝手に変えてはならない



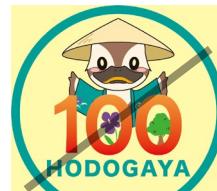
カラーを反転使用してはならない



デザインを反転使用してはならない



要素を切り抜いてはならない



背景色を変更してはならない



変形させてはならない

3 次の場合は利用できません。

- (1) 横浜市の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
- (2) 他者に不利益、損害を与えるとき、又はそのおそれのあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に利用するとき、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反するもの、又はそのおそれのあるとき。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められるとき。
- (6) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、その利用が要綱第2条に定める利用目的に鑑みて不適当であると横浜市長が認めるとき。

ロゴマークの利用にあたっては要綱を確認の上、利用申請が必要です。

詳しくは、区ホームページをご確認ください。

ロゴマークのパターンについて

■基本形(カラー)清刷り



■基本形(モノクロ)清刷り



ロゴマークに関する一切の権利は横浜市に帰属しています。
利用にあたって、ご不明な点・ご質問等がありましたら、保土ヶ谷区役所
区政推進課広報相談係までお問合せください。

横浜市保土ヶ谷区役所

〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 ☎334-6221 FAX333-7945

担当:区政推進課 広報相談係